

1 本件事象の概要等

(1) 本件事象の概要

平成18年6月15日、タービン振動過大により浜岡原子力発電所5号機（以下「5号機」という。）が自動停止した。

調査の結果、3基の低圧タービン（以下「本件タービン」という。）のいずれについても、第12段動翼の根元取付部および車軸の動翼取付部の一部に折損またはひび割れが見られた。なお、第12段以外の動翼には異常はなかった。

(2) 原因

5号機の試運転中の無負荷および低負荷運転時に、タービン内の蒸気流の乱れによって発生する「ランダム振動」による応力と、負荷しゃ断試験時に給水加熱器内の蒸気がタービンに急速に逆流して起こる「フラッシュバック現象」による振動応力が重畳し、これが繰り返し作用したことにより第12段動翼の根元取付部が疲労破損したと推定された。

(3) 復旧

第12段の動翼と静翼を取り外し、静翼の位置に圧力プレートを設置して、平成19年2月8日に調整運転を開始し、同月11日に発電を再開した。

その後、第4回定期点検（平成22年3月～平成23年1月）において、新翼を採用したタービンに交換し、平成23年1月28日に発電を再開した。

2 訴訟に至る経緯

○平成18年12月26日

本件タービンを納入した株式会社日立製作所（以下「日立」という。）に対して、本件タービンの復旧のために要する費用等（以下「直接損害」という。）のすべてを負担するよう求めるとともに、5号機の運転停止による喪失電力量を補うために要する費用等（以下「間接損害」という。）も請求する意向である旨表明。

○平成19年4月4日

日立に対して、間接損害として418億円を請求。

○平成19年4月12日

日立が、間接損害の賠償には応じられない旨回答。

その後、当社と日立は、協議を行ったが、不調。

○平成20年9月12日

日立を提訴。

3 訴訟の概要

提訴年月日	平成20年9月12日
裁 判 所	東京地方裁判所
請求内容	金418億円＊および平成19年4月5日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え
期 日	平成20年11月4日 第1回口頭弁論期日以降 計11回の口頭弁論を実施

＊5号機運転停止による喪失電力量の火力機振替費用、武豊火力発電所4号機の立ち上げ費用等。

4 両当事者の主張骨子

(1) 当社の主張

本件タービンは、日立から当社に対する引渡し時点（平成17年1月18日）において、低圧タービン動翼に瑕疵（試運転時に発生した折損・亀裂）があったことにより、平成18年6月15日から平成19年2月11日まで停止するに至った。

また、当社と日立との本件タービンを含む5号機タービン発電機設備の購買契約上、瑕疵担保責任は、上記検収完了日の2年後である平成19年1月18日まで存続しており、本件事象はこの期間内に発生したものである。

したがって、日立は、当社に対して、瑕疵担保責任を負う。

(2) 日立の主張

本件タービンの購買契約上、瑕疵とは、あきらかに日立の責めに帰すべき事由により生じた故障、破損または性能不良をいうが、タービンに生じていた折損・亀裂は、これらに該当しないため、本件タービンに瑕疵はない。

したがって、日立は、瑕疵担保責任を負わない。

以 上